吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する書面）

（簡易吸収合併）

令和 2 年 4 月 16 日

TDK 株式会社

令和２年４月 16 日

東京都中央区日本橋二丁目５番１号
TDK 株式会社
代表取締役　石黒 成直

当社は、令和２年７月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TDK‐EPC 株式会社（本店所在地は東京都中央区日本橋二丁目５番１号であり、以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収合併に関する会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に規定される事項は下記のとおりです。

記

１　吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第１項）
【別紙①】をご参照ください。

２　対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第１号）
当社が消滅会社の全株式を所有していることから、当社から消滅会社に対して、本件吸収合併に際し金銭等の対価の交付は行われません。

３　消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第３号イ）
【別紙②】をご参照ください。

４　消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第３号ハ）
該当事項はありません。

５　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 191 条第５号イ）
該当事項はありません。

６　本件吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第６号）
本件吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

【別紙①】　吸収合併契約書

吸収合併契約書

Absorption-Type Merger Agreement

ＴＤＫ株式会社（以下「甲」という）と、ＴＤＫ－ＥＰＣ株式会社（以下「乙」という）とは、両社の合併に関して以下のとおり合意する。

TDK Corporation (hereinafter "TDK") and TDK EPC Corporation (hereinafter "EPC") has agreed on this Absorption-Type Merger Agreement (hereinafter the "Agreement") as follows. Hereinafter individually referred to as a "Party", collectively referred as to the "Parties".

第１条（吸収合併）

１．　甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）し、甲が乙の権利義務一切を承継する。

２．　本合併にかかわる吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。

（１）吸収合併存続会社

商号: ＴＤＫ株式会社
住所: 東京都中央区日本橋二丁目５番１号

（２）吸収合併消滅会社

商号: ＴＤＫ－ＥＰＣ株式会社
住所: 東京都中央区日本橋二丁目５番１号

Article 1 Absorption-Type Merger

1. TDK, as a surviving company will merge EPC, as a disappearing company, in the Absorption-Type Merger (hereinafter the "Merger") and TDK will inherit all rights and obligations of EPC.
2. The trade name and its registered address of the surviving company and dissapering company in the Absorption-Type Merger are as follows.
   (1) Surviving company
   Name: TDK Corporation
   Address: 2-5-1, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo, Japan
   (2) Dissapearing company
   Name: TDK EPC Corporation
   Address: 2-5-1, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo, Japan

第２条（合併対価の交付）

甲が乙の全発行株式を有するため、甲は、本合併に際し乙の株主に対して合併の対価を交付しない。

Article 2 (Value of the Merger)

TDK will not deliver any consideration for the Merger to EPC's shareholder since TDK owns all of the outstanding shares of EPC.

第３条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、２０２０年７月１日とする。ただし、効力発生日までに本合併に必要な手続きが遂行

Article 3 Effective Day

The effective date of the Merger (hereinafter "Effective Day") will be July 1, 2020. Provided, however, in the event necessary procedures for the Merger will not be completed by the Effective Day, the

できないときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定にしたがい、これを変更することができる。

Parties may change the Effective Day by agreement under the Companies Act.

第４条（合併契約承認総会）

１．　甲は、会社法第７９６条第２項に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けずに本合併を行う。
２．　乙は、会社法第７８４条第１項に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けずに本合併を行う。

Article 4 Approval of the Merger Agreement by shareholders meeting

1. TDK will execute the Merger without approval of Shareholders Meeting in accordance with Article 796 (2) of Companies Act.
2. EPC will execute the Merger without approval of shareholders meeting in accordance with Article 784 (1) of Companies Act.

第５条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ、財産を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、甲乙協議して決定するものとする。

Article 5 Duty of care

Each Party who execute the business shall have the duty to perform their duties with due care of a prudent manager and shall manage its assets and property with the care until the date of Effective Date. Parties shall discuss and agree in the event there might have a material impact on its assets, property and its rights and obligations.

第６条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、天災地変その他やむを得ない事由によって、甲または乙の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解約することができる。

Article 6 Termination of this Agreement)

In the event of that a significant impact has occurred in its financial or business condition of TDK or EPC due to any force majeure or other unavoidable reasons until the day before the effective date, the Parties will discuss in good faith and may amend the terms of this Agreement or terminate this Agreement.

第７条（財産の承継）

甲は、乙の資産（別紙記載の子会社の株式および出資持分を含む）及び負債の一切を、本合併の効力発生日をもって承継する。

Article 7 Succession of Property

TDK shall succeed all assets (including shares or equity interests in the subsidiaries listed in the Exhibit) and liabilities of EPC on the effective date of this Merger.

第８条（言語）

本契約は、日本語で作成され、英語に翻訳される。日本語版が正本であり、英語版は参考として作成される。これら両言語版の間に矛盾抵触ある場合、日本語版が優先する。

Article 8　Language

This Agreement is made in Japanese and translated into English. The Japanese text is the original and the English text is for reference purposes. If there is any conflict or inconsistency between those two texts, The Japanese version shall prevail.

第９条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、解釈されるものとする。ただし法の抵触のルールは適用しない。

Article 9 Governing Law

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan without reference to principles of conflict of laws.

第１０条（本契約に定めなき事項）

本契約に定めのない事項および本合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議してこれを定める。

Article 10 Cooperation

Parties shall agree to determine anything not stipulated or necessary matters in accordance with the purpose of this Agreement.

本契約の成立を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed by their respective duly authorized representatives as of the date set forth above.

２０２０年３月２５日

March 25, 2020

甲
東京都中央区日本橋二丁目５番１号
ＴＤＫ株式会社
代表取締役　　石黒　成直

TDK:

(seal)

Shigenao Ishiguro
President and CEO
TDK Corporation

乙
東京都中央区日本橋二丁目５番１号
ＴＤＫ－ＥＰＣ株式会社
代表取締役　　佐藤　茂樹

EPC:

(seal)

Shigeki Sato
President
TDK-EPC Corporation

別紙　EPC 子会社リスト
Exhibit: List of EPC's subsidiaries

子会社名　Name of subsidiary
ＴＤＫ庄内株式会社　TDK Shonai Corporation
ＴＤＫ秋田株式会社　TDK Akita Corporation
TDK Electronics AG
TDK Germany GmbH
TDK Taiwan Corporation
TDK (Malaysia) Sdn. Bhd.
TDK Electronics Korea Corporation
TDK Dailian Corporation
TDK Xiamen Co., Ltd.
Qingdao TDK Electronics Co., Ltd.
TDK (Suzhou) Co., Ltd.
TDK DO BRASIL ELECTRONIC COMPONENTS LTDA

明治文庫
法政大学図書館蔵

明治文庫
法政大学図書館蔵

【別紙②】　消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸　借　対　照　表

（2019年３月31日）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部	百万円	**負債の部**	百万円
流動資産	**162**	**流動負債**	**77,145**
現金及び預金	10	短期借入金	77,145
未収入金	152	**固定負債**	**11**
		その他の固定負債	11
		（負債合計）	**77,156**
		純資産の部	
固定資産	**189,796**	**株主資本**	**112,802**
投資その他の資産	**189,796**		
関係会社株式	106,670	**資本金**	**100**
関係会社出資金	83,125		
		資本剰余金	**43,779**
		その他資本剰余金	43,779
		利益剰余金	**68,922**
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	68,922
		（純資産合計）	**112,802**
資産合計	**189,959**	**負債及び純資産合計**	**189,959**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

2018年４月１日から
2019年３月31日まで

科目	金額
	百万円
営業収益	**10,162**
関係会社配当金収入	10,162
営業費用	**10**
営業利益	**10,152**
営業外収益	**－**
営業外費用	**298**
支払利息	277
その他	20
経常利益	**9,853**
税引前当期純利益	**9,853**
法人税・住民税及び事業税	171
法人税等調整額	11
当期純利益	**9,670**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第10期 株主資本等変動計算書

（2018年４月１日～2019年３月31日）

（単位　百万円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	100	43,779	59,251	103,131	103,131
当期変動額					
当期純利益	－	－	9,670	9,670	9,670
当期変動額合計	－	－	9,670	9,670	9,670
当期末残高	100	43,779	68,922	112,802	112,802

個別注記表

第10期

１．重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計に関する注記を変更しております。
また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（１）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解(注９)に記載された内容を追加しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	99百万円
② 短期金銭債務	77,145百万円

(2) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	277百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	100株

６．税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
関係会社株式	2,905百万円
繰越欠損金（※１）	296百万円
繰越外国税額控除	44百万円
繰延税金資産小計	3,246百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（※1）	△296百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,949百万円
評価性引当額小計	△3,246百万円
繰延税金資産合計	－
（繰延税金負債）	
未収事業税	△11百万円
繰延税金負債合計	△11百万円
繰延税金負債の純額	△11百万円

（※１）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	296	296
評価性引当額	－	－	－	－	－	△296	△296
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループ会社からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及び差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	10	10	－
未収入金	152	152	－
短期借入金	(77,145)	(77,145)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法
上表のものはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内
現金及び預金	10	－
未収入金	152	－
合計	162	－

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

親会社

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	TDK株式会社	32,641百万円	電子部品等の製造･販売	(被所有)直接100	あり	資金の借入	資金の返済(注1,2) 利息の支払(注1)	9,310 277	短期借入金 未払費用	77,145 －

取引条件ないし取引条件の決定方針等
(注1) 親会社からの資金の借入については、利率は市場金利を勘案して、双方の合意の下に決定しております。
(注2)「資金の返済」については、借入額と返済額とを相殺し、純額を記載しております。

(2) 親会社に関する注記
親会社情報
TDK株式会社（東京証券取引所に上場）

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　1,128百万円
１株当たり当期純利益　96百万円

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ＴＤＫ－ＥＰＣ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山根洋人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺澤豊

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＤＫ－ＥＰＣ株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上